

自転車は車の仲間 ルールを守って安全運転

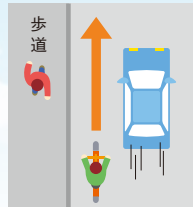


交通安全教育指導員
「とみまつ隊」(止まる・見る・待つの略)の
とみまつけんちゃん

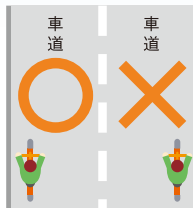
近年、道路交通法の改正により、自転車の交通違反に関する取り締まりが強化されています。自分の身を守るため、そして交通事故の加害者にならないため、自転車の基本的なルールを守り、安全運転を心掛けましょう。

自転車安全利用 五つの約束

1 自転車は車道が原則、歩道は例外



2 車道は左側を通行

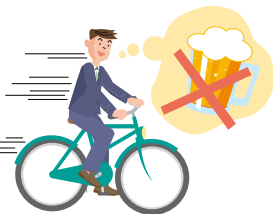


3 歩道を走るときは歩行者優先で、車道寄りを徐行



4 安全ルールを守る

- 飲酒運転は禁止
- 夜間はライトを点灯
- 二人乗りは禁止
- 信号を守る
- 並進は禁止
- 交差点での一時停止と安全確認



5 子どもはヘルメットを着用



自転車レーンの走り方

自転車レーンってなに？

本市の道路には、青色の自転車レーン(矢羽根マーク・帯状の表示)が設けられている場合があります。これらは、車道において自転車が通行する位置を示した路面標示です。自動車から自転車を保護するとともに、歩行者と自転車の通行位置を分離することで、歩行者の安全を確保する目的で設置しています。自転車レーンが設けられた道路では、次のルールを守って安全に通行しましょう。



自転車レーン(矢羽根マーク)



自転車レーン(帯状)



自転車レーン通行のルール

原則として矢羽根マーク・帯状の表示に沿って、車道の左側を走行しましょう。

自転車レーンがある場所でも、次の場合は歩道を通行できます。ただし、歩行者の安全に十分注意して車道寄りを徐行し、必要により一時停止したり、自転車を降りて徒歩で通行したりしましょう。

- 「歩道通行可」の標識があるとき
- 13歳未満の人、70歳以上の人、体の不自由な人
- 道路工事などで車道通行が危険なとき



「普通自転車の歩道通行可」の標識